

日本ピア・サポート学会
ピア・サポート・トレーナー及びピア・サポート・コーディネーター 資格更新細則

有資格者のうち資格継続の意思のある者は、5年間の有資格期間満了に先立ち、資格認定委員会が個別に通知する「更新を勧奨し手続きの詳細を知らせる文書」(以下「更新通知文書」)に従い、指定された期間内に更新の手続きをしなければならない。

＜会員期間要件＞

第1条

ピア・サポート・トレーナー及びピア・サポート・コーディネーターの資格更新申請時、本学会に会員として所属し、会員としての義務を果たしていること。

＜有資格者の資格更新要件＞

第2条(ピア・サポート・トレーナー)

- 1 学校・地域・職場等において、ピア・サポート・トレーナーとして活動した実績と、研修等による自己研鑽の実績を「更新通知書」の指示に従ってまとめ、必要な証明書類とともに提出すること。
- 2 実績は、本学会研究大会への参加・執筆・研修(ピア・サポート, カウンセリング)・実践活動の項目ごとにポイント化し、「更新通知書」の一覧表にまとめること(15ポイント以上必要)。

第3条(ピア・サポート・コーディネーター)

- 1 学校・地域・職場等や本学会の諸活動において、ピア・サポート・コーディネーターとして活動した実績と、研修等による自己研鑽の実績を「更新通知書」の指示に従ってまとめ、必要な証明書類とともに提出すること。
- 2 実績は、本学会研究大会への参加・執筆・研修(ピア・サポート, カウンセリング)・実践活動の項目ごとにポイント化し、「更新通知書」の一覧表にまとめること(25ポイント以上必要)。
- 3 「更新通知書」に従い、コーディネーターとしての活動報告文書を添えること。

＜申請の手続き＞

第4条

- 1 更新申請は、審査料5,000円を納入し、「更新通知書」内の申請書様式によって行うこと。
- 2 更新申請書類の提出は毎年12月とする。

＜更新審査結果の通知＞

第5条

審査結果は3月中に通知され、4月1日から5年間の有資格期間が継続するものとする。

＜更新認定者の登録手続き＞

第6条

- 1 更新認定された者は指定の日までに、登録料5,000円を資格認定委員会事務局に納入すること。期日までに納入しない場合は、更新認定を取り消すことがある。
- 2 登録料を納入した者に対して、日本ピア・サポート学会から認定証を交付する。

＜事務担当委員会＞

第7条

本細則に係る事務は、資格認定委員会が行う。

＜改廃＞

第8条

本細則の改廃は、資格認定委員会が検討し、常任理事会の議を経て行う。

附則(1)

本細則は2026年6月28日に制定し、適用する。

附則(2)【コーディネーター特別更新制度】

資格更新審査において、以下に示す条件に該当する更新対象者のうち、学会におけるコーディネーター資格の継続を希望し、ピア・サポートの普及に引き続き貢献したいという意思のある学会員には、ポイント制によらず、書類審査のみで更新を認める。

《特別更新対象者となる条件》

1. 更新該当年度までの学会費を納めている(現役学会員である)こと。
2. 更新該当年度までに、10年以上コーディネーターとして活躍し、旧行の方式や現行の ポイント方式で資格更新をした履歴があること。
3. 65歳以上であること。
4. 更新申請書・活動報告書を提出すること。
5. 更新審査料を納めること。
6. 資格登録料を納めること。